

第 三 者 委 員 会 報 告 書

2025年5月15日

第 三 者 委 員 様

社会福祉法人 神戸YMCA福祉会
理事長 小澤 昌甲

2024年度下半期のご意見などについては、各施設の職員、管理者から報告、および日常のヒヤリハット報告、職員会で報告された各施設の意見を報告いたします。

記

内 容	法人全 11 施設における主たる内容は以下の通りです。個人情報保護から、個人名、内容に関しましては、別途、第三者委員に報告をし、資料は終了後回収しました。 1) 保育中以外の児童の様子について 2) 利用時間と保育内容について 3) 他児からの他害に対して、施設と対象の児童の保護者の対応について 4) 施設の安全配慮に対する対応、及びその保護者への心理的対応について 5) 児童に対する指導者の注意について 6) 児童の誤食について 7) 職員の言動について
解決結果	上記につきましては、管理者、保護者、対象の児童や職員と直接的対話を行い、解決しています。
第三者委員より、以下の意見がだされた。 ・ 保護者の申告に対して、事案の根底にある問題を見据えて対応を考えること。 ・ 保護者の主訴に対して、保護者や児童が置かれている状況から推測して対応を行っていくこと。またその過程の報告を適宜行っていくことにより透明性を担保すること。 ・ 他害については、被害者・加害者という取り扱いでなく、施設としての発達段階における子どもの状況への理解と事故後の対応も保護者と相談しつつ進めることが肝要である。 ・ 児童に対しての注意場面では、指導員の一方的な視点だけでなく状況などを踏まえた対応が必要であることに加え、規則のみならず、多様な児童がいる中で受け止めていく必要がある。 ・ アレルギーの誤食対応については、市で示されている対応方法があるか確認すること。行政の施設の対応を知っておくこととともに、法人内施設のマニュアルなどをもとに対応方法の整備を行うこと。 ・ ハラスメント規程と公的通報制度など、規程整備とそれに則った形での対応が重要になっていく。 ・ 施設は、子どもの居場所であることを自覚し、子どもの人権尊重を第一においた関わりをしていくこと 以上	